

## 1 - ( 2 ) 京都らしい町並み景観を形成するための「伝統的建築物の新築・建替え等を可能とする建築基準法」の整備 (国土交通省)

大きな戦災を免れた京都市には、伝統的な都市型住宅である京町家が約28,000軒(平成10年度 都心4区)存在し、今日なお京都独自の歴史的な町並み景観を構成するとともに、長い歴史の中で蓄積された独自の暮らしや文化を支えてきました。近年、これらの京町家等を修繕し、店舗や住宅として再生される事例も多く見られ、個性的で魅力的な都市空間を形成する資源として、また、新たな都心居住や事業を創出する場として、その価値が再認識されつつあります。

しかし、これらの京町家等の再生は、建築基準法の規定の対象とならない範囲の工事によるものであり、防火性や耐震性などについて十分な検証がなされているとはいえない状況にあります。このため、京都市においては国の補助金を活用して、限界耐力設計法に即した京町家等の耐震診断と耐震改修のマニュアルの策定に向けた調査研究を行ったところです。今後は、この調査研究の成果を施策化して京町家の耐震改修を促進するだけでなく、建築基準法の規定の対象となる大規模な修繕や模様替え、更には新築・増改築によって京町家等の再生を一層促進し、町並みを積極的に再生していくことが求められています。

そこで、京町家等の部分的な増改築又は大規模の修繕・模様替えについては、上記の調査研究結果を反映した構造補強により耐震性能を向上させた場合、その既存不適格部分において、現行法の防火規定に見合う代替防火措置(ソフト、ハードの両面を考慮した総合的な防火措置)を可能とする認定制度の創設を要望します。

次に、新築・建替えにも適用できる、京町家等の伝統工法の特徴的な意匠形態を損なわない外壁、軒裏や開口部等の防火仕様規定の告示の拡充及び伝統工法の構造耐力要素(土壁、垂れ壁、木格子パネル等)の性能認定(限界耐力計算上の構造耐力の認定)、更に一般の建築士が容易に活用できる限界耐力計算法の普及型の開発・告示化を要望します。

## 提案・要望事項

- 1 伝統建築物である京町家等の部分的な増改築又は大規模の修繕・模様替えについて，京都市の構造に関する調査研究結果を反映した構造補強により耐震性能を向上させた場合，現行防火規定の代替防火措置を可能とする認定制度の創設
- 2 京町家等の意匠形態を損なわない防火仕様規定の告示の拡充，伝統工法の構造耐力要素の性能認定及び限界耐力計算法の普及型の開発・告示化

主な要望先：国土交通省（住宅局建築指導課）

京都市の担当課：都市計画局 建築指導部 指導課長 本田 徹 TEL 075-222-3620

